

## 【別添資料 2】

### 〇〇グループ規約（作成例）

（名称）

第1条 このグループは、〇〇グループ（以下「グループ」という。）と称する。

（目的）

第2条 〇〇漁協青年部員を中心としたこのグループは、挿核技術、真珠母貝、真珠細胞貝及び漁場環境の特性に応じた生産手法などの真珠養殖業における重要技術や知見が確実に伝承し発展するための必要な事業を実施することにより、真珠養殖業の人材育成・確保を図ることを目的とする。

（組織）

第3条 このグループの構成員は、別表のとおりとする。

（代表及び主任）

第4条 このグループに代表1名、副代表1名及び監査役1名を置くこととし、代表、副代表及び監査役はグループの構成員の互選により選任する。

2 代表は、このグループを代表し、グループの業務を統括する。

3 副代表は、副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監査役は、責任者として事業会計の監査を行う。

（会議）

第5条 グループの会議は、必要に応じ代表が招集する。

2 グループの会議は、構成員の3分の2以上の出席によって成立する。

3 会議の議長は代表があたり、議案は出席した構成員の全会一致により決定するものとする。

4 会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布して確認するものとする。

（付議）

第6条 グループの目的を達成するため、会議には次の事項を付議するものとする。

- ① グループの組織運営に関すること。
- ② 施設及び機器等の設置並びに管理運営に関すること。
- ③ 事業経費の出資及び利益配分に関すること。
- ④ 加工事業の管理運営に関すること。
- ⑤ 販売事業の管理運営に関すること。
- ⑥ 観光漁業事業の管理運営に関すること。
- ⑦ その他グループの目標達成のために必要であること。

（雑則）

第7条 この規約で定めるものの他、必要な事項については、その都度協議するものとする。

附則

（施行期日）

この規約は、元号〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。